

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月11日(木) 午前9時56分から午前10時17分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 23人

会長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

### 委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員

7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員

11番 古城 茂樹 委員 12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員

14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員

17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員

20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

6番 平松 頼雄 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 矢野 秀典 委員 7番 安田 茂 委員 17番 山地 康弘 委員

18番 井上 保邦 委員 22番 栗坂 豪 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売(公売)に対する買受適格証明願について

報告第6号 農用地利用配分計画について

追加議案第1号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二                      事務局副参事 塩津 賢一                      事務局課長主幹 中村 英樹

事務局主幹 林 孝子                      事務局主幹 成田 裕次                      事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 宮本 幸典                      事務局主任 大橋 浩直                      事務局主任 小林 由香里

事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 塩津副参事</p>	<p>(開会 午前9時56分)</p> <p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から5月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和5年5月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号1番武本章吾委員と議席番号4番矢野秀典委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の林主幹と宮本主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から6頁にかけて31件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が30件、使用貸借権設定が1件です。 まず議案の訂正がありますので、お手元にお配りした議案訂正表をご覧ください。 2頁の14番について、譲受人世帯の耕作者数は2名が正しいですので、お知らせします。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から31番について調査票をもとに説明】 1番については、申請地の状況に疑義があり、先月保留となった案件ですが、申請者から提出のあった資料を元に、倉敷東地区協議会において改めて審議を行ったところ、疑義は解消されたため許可意見となりました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の31件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から31番までを、許可、と決定いたします。 続きまして、7頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に4件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から4番について許可、と決定します。 続きまして、8頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、8頁から10頁にかけて11件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました11件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた11件につきまして許可基準からみた検討状況につき

	<p>まして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の11件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から11番については許可、と決定します。 続きまして、11頁をご覧ください。 議案第4号「農用地 利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、矢野委員、安田委員、山地委員、井上委員、栗坂委員、に関する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 ( 矢野委員、安田委員、山地委員、井上委員、栗坂委員、 退席 ) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 林でございます。ご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、1件取り下げが提出されましたので、取り下げ表をお配りしています。 それではご説明いたします。 11頁から35頁にかけて108件の貸借権設定が、農業委員会に提出されました。 権利の種類の内訳は、賃貸借が26件、使用貸借が82件でございます。 利用期間の更新は55件、新規は53件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが61件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人でございます。 借り手については農業専従者、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借の全て承認が相当と判断いたします。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、80番は取下げ、ほか108件は農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、80番は取下げ、ほか</p>

	<p>108件を承認、といたします。 事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。(入室)</p> <p>退室されていた5名の委員に報告いたします。 議案第4号は、80番は取下げ、ほか108件は承認されましたことを報告いたします。 続きまして、36頁をご覧ください。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>事務局</b> 【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】 成田でございます。それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 36頁の1番をご覧ください。中帯江、五日市地内で計16筆の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は中帯江で、被相続人と同一住所の兼業農家です。申請農地は自宅から南へ約500mの位置に分布しており、現地を確認したところ、耕うんされている状態です。 続きまして36頁2番をご覧ください。東塚4丁目地内で計3筆の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は東塚4丁目で、被相続人と同一住所の兼業農家です。申請農地は自宅の周辺に位置しており、現地を確認したところ、耕うんされている状態です。 以上のことから、1番2番とも被相続人は生前 農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 さらに、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。 また、今回の調査内容について東地区協議会及び南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議の程、よろしく申し上げます。 事務局から説明がありました。議案第5号につきましては、1番と2番につきましては承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。</p>
<p><b>各委員</b></p> <p><b>議長</b></p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第5号の2件については、承認とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>【報告第1号から第6号について報告・説明】 大橋です。報告いたします。37頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、37頁から49頁にかけて21件の届出がありました。</p>

	<p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に50頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、50頁から51頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に52頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、52頁から56頁にかけて26件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に57頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、57頁から58頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に59頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが59頁に4件の証明願が農業委員会に提出されました。この案件につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局において、農地法第5条届出事務に準じて審査・確認を行い、事務局長専決で証明書を交付しております。</p> <p>次に60頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、60頁から62頁にかけて11件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>次に追加議案をご覧ください。</p> <p>追加議案第1号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【追加議案第1号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について】説明小林でございます。それでは説明させていただきます。</p> <p>追加議案1頁をご覧ください。追加議案第1号の「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」でございます。本件は、農林水産省経営局長からの通知</p>

に、農業委員会は「毎年度、翌年度の5月末までに、総会において農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価するものとする。」とされていることからご審議をお願いするものです。

1ページから7ページの活動の点検・評価につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」承認することに、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、追加議案第1号を承認することと決定します。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。  
事務局から何かありますか。

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】  
事務局から連絡事項をお伝えします。  
(次回総会の日程案内など連絡)  
以上です。

議長

ありがとうございました。  
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。  
皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。  
次回総会は6月14日(水)です。  
ご出席のほど、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。  
(閉会 午前10時17分)



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年5月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員